

平成 25 年度 第 3 回特定調達品目検討会議事要旨

日 時：平成 25 年 12 月 20 日（金） 10 時 00 分～12 時 30 分

場 所：経済産業省別館 312 各省庁共用会議室

出席委員：宇野委員、大石委員、奥村委員、乙間委員、奈良委員、平尾委員、藤井委員、
藤本委員、安井委員（座長）、柳委員

欠席委員：指宿委員、岡山委員、奥委員、原田委員（五十音順、敬称略）

1. 特定調達品目及び判断の基準の見直し（案）について

○古紙の定義等について

- ・ 古紙及び関連する用語の定義の「手を離れ」という文言について、古紙回収業者に一度引き渡し、それをまた買い戻すことは認められないとのことだが、これと「第三者を介した場合」とはどう違うのか。
- ⇒ 「手を離れ」というのは、紙製造事業者等から古紙回収業者等の第三者に所有権が移った場合（販売又は逆有償等による所有権の移転）を指す。紙製造事業者が自ら使用する場合は損紙とすることが前提であるが、関連工場が離れている場合など、コスト的にも環境負荷的にも見合わない場合は古紙回収業者に出すことがあり、その場合は古紙として扱うという主旨である。（事務局）
- ・ 古紙回収業者に売って、必要になったからまたそれを買う場合との区別がつかないのではないか。どう識別するのか。
- ⇒ 意図的に損紙を古紙に切り変えることを防止するため、製紙メーカーには、古紙・損紙の割合を公表していただき、透明性を図ることで担保していきたいと考えている。（環境省）
- ・ 専門委員会でもこの部分は議論になったところであるが、運用は性善説に基づき、調達者に誤解を与えないよう図等を用いて説明していくこととされた。議論の結果として今の文案となっている。
- ・ グリーン購入法は基本的に性善説で運用されており、事業者側に上手く説明を求めるということになるのではないかと考える。この 14 ページの記述で不足はあるか。
- ・ 脱法行為や法律の主旨に反する行為について、どこまで記載するかということだろう。不適切な行為の例をホームページに掲載するという考えはあるのか。
- ⇒ 事例を積み上げていき、公表するといった形で運用上の対応をしていきたいと考えている。（事務局）
- ・ 「手を離れ第三者を介した場合」ということが争点になった時、計画的に買い戻す意思があったかということがポイントとなる。その場合には、ここの括弧書きの「当該紙製造事業者等の手を離れ第三者を介した場合は、古紙として取り扱う。」には該当しないということを、問題が起きた時に示せるように用意しておく必要がある。
- ・ 「古紙として取り扱う」の後に、「なお、意図的な場合を除く」と記載するのはどうか。性善説に立つとしても、「意図的な場合を除く」という表現を入れることによって、事業

者に対しての制約になると考える。

- ⇒ 意図を明確にする効果があるため、そういった文言を追加する方向で修正を考えたい。（環境省）

○紙類の総合評価指標について

- ・ 総合評価指標の見直しについて、専門委員会の議論で決まったという結論だけが書かれているが、具体的な根拠を示す必要があるのではないか。
- ⇒ パブコメの意見として 4 点ほど挙げられているが、まず、1 点目「紙の環境負荷の観点から古紙パルプ、森林認証パルプ、間伐材等に優劣をつけることに科学的根拠はなく無意味である」という点については、現状、古紙、森林認証材、間伐材パルプは、同じウエイトとしており優劣はつけておらず、少し解釈に誤解があると考える。2 点目「白色度、坪量、塗工量と環境負荷との関係はない」という点について、白色度は紙を白くするためには脱墨という工程が入り、余計なエネルギーや薬品を使う必要があるため、出なりの色で良いという考え方である。坪量は、例えばコピー用紙では裏抜けしない範囲であれば、薄ければ薄いほど省資源に繋がることから指標としており、塗工量についても少ない方が製造時、リサイクル時の負荷が減るためより少ないものを高得点にするという考え方である。また、間伐材の使用の推進にあたって、古紙の配合率下限を緩和すべきというご意見については、総合評価指標を入れた際に、国として古紙の利用を最優先にし、コピー用紙では 70%以上、印刷用紙では 60%以上という古紙配合率を確保した上で、それ以外のところで環境負荷のより低いもの、環境価値のより高いものを推奨するという形にした経緯がある。最後の「その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプの評価値を、間伐材等パルプと同じにしていきたい」という意見については、例えば森林認証材は第三者認証を受けており、間伐材も森林保全や廃棄物の利用という点から、やはりその他の材とは優劣をつけるべきであるということで、この点については専門委員会で議論した結果、見直しの必要はないと判断したものである。根拠については、調達者の手引き等に記載しているが、公表の際には必要に応じ補足させていただきたい。（事務局）

○竹パルプについて

- ・ 竹は皆伐しても良いのか。生物多様性への影響はないのか。
 - ・ むしろ竹自身が生物多様性を阻害している要因のひとつである。放置竹林の問題は拡大しており、竹を原料として使用することは、生物多様性の保全に貢献できる可能性がある。
 - ・ コピー機の判断の基準＜共通事項＞①について、「本体機器への影響や印刷品質に問題がなく使用できる用紙であることが前提となる。」とあるが、この部分を追加した意図は何か。
- ⇒ 竹パルプは物性的に他の木材との大きな違いはないが、流通量が少なくコピー機等のメーカーが走行テスト等を行っていないことを考慮し、紙の品質が担保されていることが前提であることを明確にした。ここについては説明会等で周知を行いたい。（事務局）

○特定調達品目等（紙類以外）について

- ・ 蛍光ランプの判断の基準②「管径は 25.5（±1.2）mm 以下であること」について、マイナ

ス 1.2mm はどういう意味か。

⇒ JIS 規格で、 $\pm 1.2\text{mm}$ と定義されているため、その表現に合わせている。（事務局）

- ・ 会議運営の配慮事項②の飲料提供について、「容器包装の返却・回収が行われていること」とあるが、ペットボトルで配られた場合の飲み残しはどう扱われるのか。単に容器を返却・回収していれば良いと受け取られないか。

⇒ この項目については、「また、可能な限り、容器包装の再使用を行うこと」の部分の方が重要であり、リユースびんや繰り返し使用できるコップでの提供等を推奨しているものである。飲み残した場合は、持ち帰っていただくことで良い。（事務局）

- ・ グリーン購入が環境配慮型製品の市場への普及を促すという観点に立った場合、市場化がまだ進んでいないものであっても、今回の竹パルプの例のように判断の基準の選択肢のひとつとして認めることは可能である。こうした考え方を今後とも取り入れていただきたい。
- ・ この点については、次の事業者の生産・開発の方向性を示せるような形でプレミアム基準を活用し拡げていくことが望ましい。

2. 平成 26 年度における検討方針・課題について

- ・ プレミアム基準について、ダブルスタンダードになると供給者にとってマイナスであるため、判断の基準におけるプレミアム基準の位置づけを明確にする必要がある。
- ・ 国際展開に関しては、国連が推進する Sustainable Public Procurement Initiative (SPPI) に世界の潮流が向かっている。グリーン購入に関しては、法整備と実効性の高さという点で、韓国と日本が最も進んでいると考える。国ごとに取組みの現状が異なっており、個々の基準の規定レベルの国際調和は難しいと感じている。基準の整合性については、相互認証を進めることで推進している。まずは、各国の情報を正確に把握し、我が国の情報を発信していくことからスタートするべきではないか。その際には、まずアジア地域にある程度的を絞りながら、次のステップを拡げるプログラムにすると良いのではないか。
- ・ 様々な国際機関や地域での取組みが活発になっていることは確かである。基準をハーモナイズするのは非常に難しいため、我が国の先進的な仕組みを展開していけると良い。
- ・ 環境ラベルを特定調達品目の中にも位置づけることで、消費者にも進んでいくのではないか。また、プレミアム基準については、カーボンフットプリントやカーボン・オフセットを今後どう取り入れていくかを考えていく必要がある。さらに、役務についてはプロセスまでを評価できるように、重点的に検討を進めていただきたい。
- ・ プレミアム基準の実効性を上げるためにも、配慮事項については判断の基準への格上げだけでなく、配慮事項のままで定量的なものにしていくことも必要ではないか。他の施策との融合については、オフセット商品をどう考えるかを議論しておくべきである。また、事業者側が発信する環境情報を上手く調達者側に伝えるような仕組みについても、長期的に議論していく必要がある。
- ・ 国際的なマテリアルフローを踏まえ、新たな環境問題を引き起こすことのないように配慮した上で、ターゲットを決めていく必要がある。
- ・ 我が国の調達の現状などは、英文で発信しているのか。

- ⇒ 基本方針については全文を英訳しホームページに掲載している。グリーン購入の取組については、国際会議などで紹介をしているが、今後さらに情報発信していきたいと考えている。（環境省）

以上